

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）に基づき、一定規模以上の事業者（特定大規模事業者）に対して、温室効果ガスの排出削減に向けた自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」を平成 22 年度から運用している。

条例では、計画書等に記載された内容のうち、規則で定められた事項をインターネット等により公表することを定めているが、例外的な事項の規定がなく、仮に事業者の正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合であっても、全て公表する規定になっている。

そのため、事業者の権利利益を保護する観点から、公表事項は規則で定めるものうち、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする旨の改正を行う。

2 改正の内容

規則第 6 条第 1 項から第 3 項で定める計画書等の公表事項は「規則で定める事項のうち、公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項」とする。

3 施行期日

公布の日